

平成 22 年第 3 回安城市議会臨時会付議案件

22. 11. 29

内 容													
議案番号	第58号議案												
議案名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、市議会議員の                      期末手当を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">22.12. 1～                      (平成 23 年度以降                      の支給に係る分は、                      23. 4. 1～)</p> <p>議員の期末手当の改定</p>												
要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>1.45 月分(支給済)</td> <td>1.5 月分(現行 1.65 月分)</td> <td>2.95 月分(現行 3.1 月分)</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度 以降</td> <td>1.4 月分</td> <td>1.55 月分</td> <td>2.95 月分</td> </tr> </tbody> </table>	年度	6 月期	12 月期	年間支給月数	平成 22 年度	1.45 月分(支給済)	1.5 月分(現行 1.65 月分)	2.95 月分(現行 3.1 月分)	平成 23 年度 以降	1.4 月分	1.55 月分	2.95 月分
年度	6 月期	12 月期	年間支給月数										
平成 22 年度	1.45 月分(支給済)	1.5 月分(現行 1.65 月分)	2.95 月分(現行 3.1 月分)										
平成 23 年度 以降	1.4 月分	1.55 月分	2.95 月分										
議案番号	第59号議案												
議案名	安城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、特別職の職員                      で常勤のものの期末手当を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">22.12. 1～                      (平成 23 年度以降                      の支給に係る分は、                      23. 4. 1～)</p> <p>特別職の職員で常勤のものの期末手当の改定</p>												
要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>1.45 月分(支給済)</td> <td>1.5 月分(現行 1.65 月分)</td> <td>2.95 月分(現行 3.1 月分)</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度 以降</td> <td>1.4 月分</td> <td>1.55 月分</td> <td>2.95 月分</td> </tr> </tbody> </table>	年度	6 月期	12 月期	年間支給月数	平成 22 年度	1.45 月分(支給済)	1.5 月分(現行 1.65 月分)	2.95 月分(現行 3.1 月分)	平成 23 年度 以降	1.4 月分	1.55 月分	2.95 月分
年度	6 月期	12 月期	年間支給月数										
平成 22 年度	1.45 月分(支給済)	1.5 月分(現行 1.65 月分)	2.95 月分(現行 3.1 月分)										
平成 23 年度 以降	1.4 月分	1.55 月分	2.95 月分										
議案番号	第60号議案												
議案名	安城市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、教育長の期末                      手当を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">22.12. 1～                      (平成 23 年度以降                      の支給に係る分は、                      23. 4. 1～)</p> <p>教育長の期末手当の改定</p>												
要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>1.45 月分(支給済)</td> <td>1.5 月分(現行 1.65 月分)</td> <td>2.95 月分(現行 3.1 月分)</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度 以降</td> <td>1.4 月分</td> <td>1.55 月分</td> <td>2.95 月分</td> </tr> </tbody> </table>	年度	6 月期	12 月期	年間支給月数	平成 22 年度	1.45 月分(支給済)	1.5 月分(現行 1.65 月分)	2.95 月分(現行 3.1 月分)	平成 23 年度 以降	1.4 月分	1.55 月分	2.95 月分
年度	6 月期	12 月期	年間支給月数										
平成 22 年度	1.45 月分(支給済)	1.5 月分(現行 1.65 月分)	2.95 月分(現行 3.1 月分)										
平成 23 年度 以降	1.4 月分	1.55 月分	2.95 月分										

内 容																																																															
議 案 番 号	第 6 1 号議案																																																														
議 案 名	安城市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について																																																														
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、職員の給与を改定するもの</p> <p style="text-align: right;">22.12. 1～ (平成 23 年度以降 の支給に係る分は、 23. 4. 1～)</p> <p>1 給料表の改定 給料月額の下げ (中高年齢層 (おおむね 40 歳以上) に限る。)</p> <p>2 期末・勤勉手当の改定 (1) 再任用職員以外の職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 22 年度</td> <td>期末</td> <td>1.25 月分(支給済)</td> <td>1.35 月分(現行 1.5 月分)</td> <td>2.6 月分(現行 2.75 月分)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.7 月分(支給済)</td> <td>0.65 月分(現行 0.7 月分)</td> <td>1.35 月分(現行 1.4 月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.95 月分(支給済)</td> <td>2 月分(現行 2.2 月分)</td> <td>3.95 月分(現行 4.15 月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 23 年度 以降</td> <td>期末</td> <td>1.225 月分</td> <td>1.375 月分</td> <td>2.6 月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.675 月分</td> <td>0.675 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.9 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>3.95 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再任用職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 22 年度</td> <td>期末</td> <td>0.65 月分(支給済)</td> <td>0.8 月分(現行 0.85 月分)</td> <td>1.45 月分(現行 1.5 月分)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.35 月分(支給済)</td> <td>0.3 月分(現行 0.35 月分)</td> <td>0.65 月分(現行 0.7 月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.0 月分(支給済)</td> <td>1.1 月分(現行 1.2 月分)</td> <td>2.1 月分(現行 2.2 月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 23 年度 以降</td> <td>期末</td> <td>0.65 月分</td> <td>0.8 月分</td> <td>1.45 月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.325 月分</td> <td>0.325 月分</td> <td>0.65 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0.975 月分</td> <td>1.125 月分</td> <td>2.1 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 (1) 給料表の引下げ改定による本年 4 月から改正条例施行までの較差相当分は、平成 22 年度 12 月期の期末手当の額で所要の調整を行い、年間の給与についての実質的な均衡を図る。 (2) 当分の間、55 歳を超える職員 (行政職給料表 (一) 6 級以上の職員に限る。) について、給料月額等の支給額を 1.5% 減額する。</p>	年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数	平成 22 年度	期末	1.25 月分(支給済)	1.35 月分(現行 1.5 月分)	2.6 月分(現行 2.75 月分)	勤勉	0.7 月分(支給済)	0.65 月分(現行 0.7 月分)	1.35 月分(現行 1.4 月分)	計	1.95 月分(支給済)	2 月分(現行 2.2 月分)	3.95 月分(現行 4.15 月分)	平成 23 年度 以降	期末	1.225 月分	1.375 月分	2.6 月分	勤勉	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分	計	1.9 月分	2.05 月分	3.95 月分	年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数	平成 22 年度	期末	0.65 月分(支給済)	0.8 月分(現行 0.85 月分)	1.45 月分(現行 1.5 月分)	勤勉	0.35 月分(支給済)	0.3 月分(現行 0.35 月分)	0.65 月分(現行 0.7 月分)	計	1.0 月分(支給済)	1.1 月分(現行 1.2 月分)	2.1 月分(現行 2.2 月分)	平成 23 年度 以降	期末	0.65 月分	0.8 月分	1.45 月分	勤勉	0.325 月分	0.325 月分	0.65 月分	計	0.975 月分	1.125 月分	2.1 月分
	年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数																																																										
	平成 22 年度	期末	1.25 月分(支給済)	1.35 月分(現行 1.5 月分)	2.6 月分(現行 2.75 月分)																																																										
		勤勉	0.7 月分(支給済)	0.65 月分(現行 0.7 月分)	1.35 月分(現行 1.4 月分)																																																										
		計	1.95 月分(支給済)	2 月分(現行 2.2 月分)	3.95 月分(現行 4.15 月分)																																																										
	平成 23 年度 以降	期末	1.225 月分	1.375 月分	2.6 月分																																																										
		勤勉	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分																																																										
		計	1.9 月分	2.05 月分	3.95 月分																																																										
	年度	手当	6 月期	12 月期	年間支給月数																																																										
	平成 22 年度	期末	0.65 月分(支給済)	0.8 月分(現行 0.85 月分)	1.45 月分(現行 1.5 月分)																																																										
勤勉		0.35 月分(支給済)	0.3 月分(現行 0.35 月分)	0.65 月分(現行 0.7 月分)																																																											
計		1.0 月分(支給済)	1.1 月分(現行 1.2 月分)	2.1 月分(現行 2.2 月分)																																																											
平成 23 年度 以降	期末	0.65 月分	0.8 月分	1.45 月分																																																											
	勤勉	0.325 月分	0.325 月分	0.65 月分																																																											
	計	0.975 月分	1.125 月分	2.1 月分																																																											

内 容																																
議 案 番 号	第 6 2 号 議 案																															
議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																															
摘 要	愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の給与の改定に準じ、市費負担教員の給与を改定するもの 22.12.1～ (平成23年度以降の支給に係る分は、23.4.1～)																															
	1 給料表の改定 給料月額の上上げ																															
	2 期末・勤勉手当の改定																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6 月 期</th> <th>12 月 期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 22 年度</td> <td>期末</td> <td>1.25 月分(支給済)</td> <td>1.35 月分(現行 1.5 月分)</td> <td>2.6 月分(現行 2.75 月分)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.7 月分(支給済)</td> <td>0.65 月分(現行 0.7 月分)</td> <td>1.35 月分(現行 1.4 月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.95 月分(支給済)</td> <td>2 月分(現行 2.2 月分)</td> <td>3.95 月分(現行 4.15 月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 23 年度 以降</td> <td>期末</td> <td>1.225 月分</td> <td>1.375 月分</td> <td>2.6 月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.675 月分</td> <td>0.675 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.9 月分</td> <td>2.05 月分</td> <td>3.95 月分</td> </tr> </tbody> </table>	年度	手当	6 月 期	12 月 期	年間支給月数	平成 22 年度	期末	1.25 月分(支給済)	1.35 月分(現行 1.5 月分)	2.6 月分(現行 2.75 月分)	勤勉	0.7 月分(支給済)	0.65 月分(現行 0.7 月分)	1.35 月分(現行 1.4 月分)	計	1.95 月分(支給済)	2 月分(現行 2.2 月分)	3.95 月分(現行 4.15 月分)	平成 23 年度 以降	期末	1.225 月分	1.375 月分	2.6 月分	勤勉	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分	計	1.9 月分	2.05 月分	3.95 月分
	年度	手当	6 月 期	12 月 期	年間支給月数																											
	平成 22 年度	期末	1.25 月分(支給済)	1.35 月分(現行 1.5 月分)	2.6 月分(現行 2.75 月分)																											
		勤勉	0.7 月分(支給済)	0.65 月分(現行 0.7 月分)	1.35 月分(現行 1.4 月分)																											
		計	1.95 月分(支給済)	2 月分(現行 2.2 月分)	3.95 月分(現行 4.15 月分)																											
	平成 23 年度 以降	期末	1.225 月分	1.375 月分	2.6 月分																											
		勤勉	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分																											
計		1.9 月分	2.05 月分	3.95 月分																												
議 案 番 号	報 告 第 1 1 号																															
議 案 名	専決処分について																															
摘 要	安城市立中学校における事故による損害賠償の額の決定及び和解																															
	1 損害賠償額	1 4 3 , 0 5 5 円																														
	2 事 故 内 容																															
	(1) 発生日時	平成 2 2 年 9 月 2 6 日 午前 8 時 3 0 分 ごろ																														
	(2) 発生場所	安城市小川町地内																														
	(3) 経 過	上記地内の桜井中学校において、軟式野球部の活動中に生徒が打ったファウルボールが、駐車中の相手方車両に当たったもの																														
3 相手方の損害の程度	フロントガラスの損傷																															
4 過失割合	安城市 1 0 0 % 相手方 0 %																															
5 専決年月日	平成 2 2 年 1 0 月 2 5 日																															

内 容	
議 案 番 号	報告第12号
議 案 名	専決処分について
摘 要	交通事故による損害賠償の額の決定及び和解
	<p>1 損害賠償額</p> <p>(1) 相手方甲 335,812円</p> <p>(2) 相手方乙 150,000円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成22年9月1日 午前11時31分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市桜井町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が信号機のない交差点を通過しようとしたところ、交差する市道から当該交差点へ進入した相手方甲の車両と接触し、相手方乙が所有するビニールハウスに衝突したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度</p> <p>(1) 相手方甲 車体前部の損傷</p> <p>(2) 相手方乙 ビニールハウスの支柱の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市80% 相手方甲20% 相手方乙0%</p> <p>5 専決年月日 平成22年11月17日</p>